

1 5 熊本県手話言語の普及及び障害の特性に
応じた意思疎通手段の利用の促進に関する
条例について

目的（第1条）

手話言語及び障害者の意思疎通に対する理解の促進 ⇒ 全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる 共生社会の実現

定義（第2条）

手話言語の普及、ろう者、障害者、意思疎通手段、支援者の用語を定義

＜意思疎通手段の例＞

手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するもの）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置 など

基本理念（第3条）

- (1) 手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと。
- (2) 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- (3) 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保と利用の機会の拡大を図られることを旨として行うこと。

責務及び役割（第4条～第7条）**【県の責務（第4条）】**

- (1) 市町村その他の関係機関及び関係団体（以下「市町村等」と連携し、施策を推進する。
- (2) 事務・事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用できるよう合理的配慮をする。

【県民の役割（第5条）】

手話言語の普及及び意思疎通手段に対する理解を深め、県の施策への協力に努める。

【事業者の役割（第6条）】

- (1) 県の施策への協力に努める。
- (2) 事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を利用できるよう合理的配慮をする。

【障害者等の役割（第7条）】

基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発・知識の普及に努める。

施策の策定及び推進（第8条）

- (1) 障害者計画において、基本的施策を定め、総合的・計画的に推進する。

- (2) 基本的施策を推進するため、障害者関係団体と情報・意見の交換を行う。
- (3) 基本的施策の推進に当たっては、障害者関係団体から聴取した情報・意見を勘案し、熊本県障害者施策推進審議会の意見を聴く。

施策の基本的事項（第9条～第13条）**【啓発及び学習の機会の確保（第9条）】**

- (1) 手話言語の普及に関する啓発に努める。
- (2) 市町村等と協力し、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する啓発や学習の機会の確保に努める。

【情報の発信等（第10条）】

- (1) 情報通信技術の活用に配慮しつつ、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報発信を推進する。
- (2) 災害時等において、障害者が情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町村等と連携して必要な措置を講ずる。

【人材の養成等（第11条）】

市町村等と協力し、支援者・指導者の養成や障害者が意思疎通の支援を適切に受けられる体制の整備に努める。

【学校等の設置者の取組（第12条）】

＜学校等の設置者＞

- (1) 手話言語の普及、障害の特性に応じた意思疎通手段に対する児童等の理解の促進に努める。

＜意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学通園する学校等の設置者＞

- (2) 必要な意思疎通手段により学習できる環境を整備するとともに、教員等の意思疎通手段に関する知識・技能を向上させるために必要な措置を講ずる。
- (3) 保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行う。

【事業者に対する協力（第13条）】

障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する活動を支援するため、事業者に対し、情報の提供、助言その他の協力を行うよう努める。

財政上の措置（第14条）

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

じょう れい き ほん り ねん
条例の基本理念

すべて けん みん しょう がいの う 有にかかわらず、社会の対等な構成員として安心して暮らす
ことのできる共生社会の実現を目指して、次の3つを基本理念として定めています。

- ① 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障がいの有無によって
分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと。
- ② 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が大切に受け継いできた
文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
- ③ 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する
ことの重要性を認識し、その選択の機会の確保と利用の機会の拡大を図られることを旨として行うこと。

けん せき む
県の責務

- ・市町村等と連携し、施策を推進する。
- ・合理的配慮をする。

けん みん やく わり
県民の役割

- ・基本理念に対する理解を深める。
- ・県の施策への協力に努める。

じ ぎょう しゃ やく わり
事業者の役割

- ・県の施策への協力に努める。
- ・合理的配慮をする。

しょう がい しゃ どう やく わり
障害者等の役割

- ・必要な啓発・知識の普及に努める。

けん と く
県の取り組み

けい ぱつ およ かく しゅう き かい かく ぽ
啓発及び学習の機会の確保

- ・手話言語の普及に関する啓発に努める。
- ・障がいの特性に応じた意思疎通手段に関する啓発や学習の
機会の確保に努める。

じょう ほう ほう しん どう
情報の発信等

- ・障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報発信を推進する。
- ・災害時等において、障がい者が情報を速やかに取得し、
意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずる。

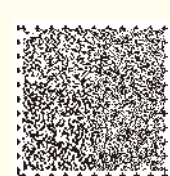
じん ざい よう せい どう
人材の養成等

- ・支援者・指導者の養成や障がい者が支援を適切に受けること
ができる体制の整備に努める。

じ ぎょう しゃ きょう りよく
事業者への協力

- ・事業者に対し、情報の提供、助言その他の協力を行うよう努める。

おん せい
▼音声コード



くま もと けん けん こう ふく し ぶ こ しょう ふく し きょく しょう しゃ し えん か
熊本県 健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話.096-333-2236 FAX.096-383-1739
でん わ けん さく
熊本県 手話言語 検索

くま もと けん しゅ わ げん ご ふ きゅう
「熊本県手話言語の普及
及び障害の特性に応じた意思疎通手段の
利用の促進に関する条例」



「熊本」の手話、知ってる？

おんせい
音声コード

(Uni-Voice)とは？
ち じ じょうほう
文字情報をデジタル
じょうほう へん かん
情報に変換したコー
ドで、専用の装置やス
マートフォンのアプリ
ケーションなどで読み
と おんせい じょうほう
取ると、音声で情報を
き 聞くことができます。

おん せい
▼音声コード



みんなでひろげるコミュニケーションの輪

しょう とう せい おう
障がいの特性に応じたコミュニケーションで、
みんなが共に生きる社会の輪をひろげましょう。



まいにちの暮らしや社会生活のなかで、
障がいのある人が、障がいの特性に応じた
コミュニケーション手段を選び、
利用する機会が十分には確保されておらず、
困難を抱えている人がいます。

そこで、熊本県では、手話が言語であることや、
障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を普及し、
障がいのある人もない人も、
一人一人の人格と個性が尊重された社会の一員として、
安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、



手話は 「言語」です。

相手に自分の意思を伝える
「目で見える言葉」

言語は人と人が意思や感情を伝える手段で、知的活動の基礎となるものです。
平成18年に国連総会において、「障害者権利条約」が採択され、手話が言語に
含まれることが明記(条約第二条)され、世界的に「手話は言語」とであると認め
られました。また、日本でも、平成23年に「障害者基本法」が改正され、「言語
(手話を含む)」と明記されました。手話は、音声言語とは異なる独自の文法体
系を有し、手や指、表情などにより表現される言語であり、ろう者が大切に受
け継いできた文化的所産です。また、日本語に方言があるように、手話も地域に
よって表現が異なり、性別、年代によっても違ってきます。



▼音声コード



「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた

意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。

▼音声コード



簡単な手話を覚えてみましょう

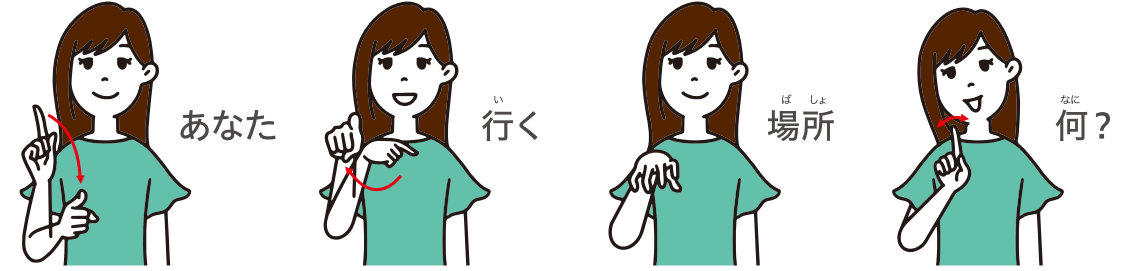
手話は、聴覚に障がいのある人にとって大切な言語です。

まずは手話に興味をもち、簡単で身近なものから覚えて、積極的に使ってみましょう。

※聴覚に障がいのある人の中には手話を身につけていない人もいます。

※ここに紹介した手話と違う表現の手話もあります。

独自の文法体系 例) あなた は どこに 行きますか?



わたし

右手の人さし指を
自分に向ける



あなた

右手の人さし指で
相手を指す



わかりました

右手のひらで胸をなで下ろす



ありがとう

左手の甲に、揃えた右手をのせ
手を上げながら丁寧に
お辞儀



おつかれさま

右手の拳の小指側で
左腕を2回たく



よろしくお願ひします

右手の拳を鼻の前におき
開きながら前方へ出して頭を下げる



おはよう

こめかみに当てた右手の拳を
下ろすのと同時に
お辞儀をする



こんにちは

右手の人さし指と中指を
重ねて立てて額の中央に
引き寄せて当てて、
お辞儀をする



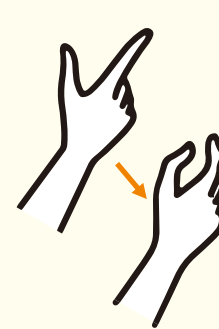
こんばんは

両手のひらを相手に
向け、目の前で交差
させ、お辞儀をする



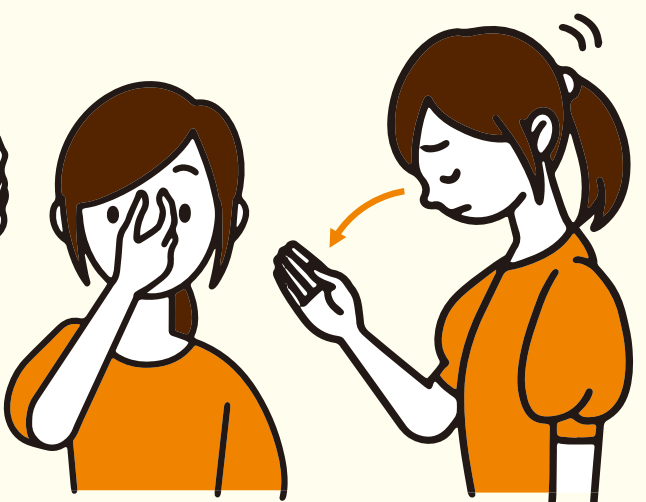
どうしました?

右手の人さし指を立てて
左右に振る(表情も豊かに)

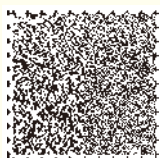


ごめんなさい

親指と人さし指で眉間をつまむようなしぐさをして
指を揃え、頭を下げながら上から下へ下ろす



▼音声コード



▼音声コード



コミュニケーション手段の例

障がいの特性やその人に合ったコミュニケーション方法を知り、
障がいのある人もない人も、お互いを認め助け合い、
安心して生活ができる地域社会の実現を目指しましょう。

手話

手話は日本語を手の動きに置き換えたものではなく、独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手の形や位置、動き、表情を使って相手に自分の意思を伝えることができます。

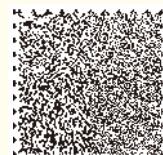


触手話

相手の手話を盲ろう者が触って読み取る方法です。また、相手が盲ろう者の手を取って手話の形を作って伝える方法もあります。



▼音声コード

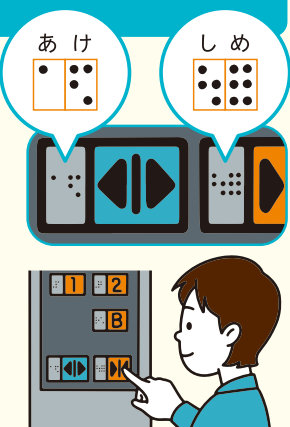


要約筆記

主に聴覚に障がいのある人や知的障がいのある人が情報を得る際に使用する意思疎通手段で、発話者の話を聞き、その場で要約してパソコンや手書きにより文字にして伝える方法です。

点字

主に視覚に障がいのある人が使用する、指先で触って読む文字です。平面から盛り上がった6つの点の有無の組み合わせで、五十音・数字・アルファベット・記号を表しています。



指点字

盲ろう者の両手の指（人さし指、中指、薬指）6本を点字の6点に対応させ、通訳者が盲ろう者の指に打って伝える方法です。



音訳

主に視覚に障がいのある人が情報を得る際に使用する手段です。内容が正しく伝わるように、書かれた文書や図を書いてあるとおりに音声で説明します。



コミュニケーションボード

聴覚に障がいのある人や知的障がいのある人、また障がいの有無にかかわらず、外国人など話し言葉によるコミュニケーションが困難な人に対して、日常生活に必要な事柄等が分かりやすいイラストや言葉で記載されているボードを指さしながら意思を確認する方法です。



重度障がい者用意思伝達装置

肢体不自由や筋萎縮性側索硬化症(ALS)などの障がいにより、体を動かすことや発語が難しい人の意思疎通手段です。指先や足、視線、脳波等のわずかな身体動作を感知する装置によってスイッチを操作し、文字や音声で意思を伝えます。

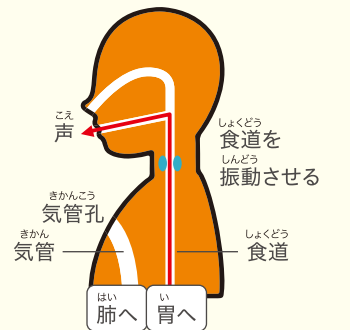


代用音声

喉頭摘出手術等で声帯による発声ができない場合の、声にかわる音声的コミュニケーション手段です。大きく分けて、食道発声、人工喉頭による発声、シャント発声の3つの方法があります。

食道発声

食道に空気を取り込み、ゲップの要領で逆流させ、食道の粘膜を声帯の代わりに振動させて発声する方法です。



EL(電気式人工喉頭)

振動を発生させる電気式の機器をあごの下あたりに当て、振動を口の中で響かせ、舌や口の動きで振動音と言葉にして発声する方法です。



シャント発声

手術により気管と食道をつなぐ器具を挿入し、肺の空気を使って食道をふるわせ、発声する方法です。



ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。カードの裏面には支援してほしい内容が記載されています。マークやカードを持っている方が困っていたら「何かお困りですか?」と声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



▼音声コード



主な障がいの特性に応じた配慮とコミュニケーション手段の例

聴覚障がい(ろう・中途失聴・難聴)

「ろう者」は主に手話を使用し、事故や病気が原因で後天的に聞こえなくなった「中途失聴者」や聞こえにくい「難聴者」は筆談や要約筆記、口話等の手段を選択するなど、その人によってコミュニケーション方法が異なります。補聴器や人工内耳で「聞こえ」を補うことのできる人もいます。

配慮

まずはその人に合ったコミュニケーション方法を確認しましょう。
話しかけるときは、口の動きや表情が分かるように、ゆっくり、はっきり明瞭に話をしてください。
スマートフォン・タブレット・パソコン等のIT機器を活用してコミュニケーションをとる方法もあります。

主なコミュニケーション手段

必要な情報を視覚情報に変えて伝えることが効果的です。

手話 筆談 要約筆記 口話 身振り 光
コミュニケーションボード スマートフォンの音声認識



視覚障がい

生まれながらに見えない人もいますが、病気が原因で視覚に障がいが出る人もいます。
全く見えない場合(全盲)と、見えづらい場合(弱視)があります。

配慮

盲導犬を連れていたり、白杖を持っている人もいるので、見かけた場合は道を譲り、歩行がしやすいよう配慮しましょう。お手伝いをする場合は、いきなり体に触れると驚いてしまうので、まずは「何かお手伝いしましょうか」などと前方から話しかけてください。場所や物の位置を示す場合は、「あっち」「それ」ではなく、具体的に説明しましょう。

主なコミュニケーション手段

視覚情報によらない方法で伝えてください。

点字 音訳 代読 代筆 音声読み上げソフト
弱視の場合 拡大文字 白黒反転文字



盲ろう

「盲ろう」とは視覚と聴覚の両方に障がいがあることを言います。この障がいは程度により、全盲ろう(まったく見えず、聞こえない)、盲難聴(まったく見えず、聞こえにくい)、弱視ろう(見えにくく、聞こえない)、弱視難聴(見えにくく、聞こえにくい)の4つに分かれます。

配慮

コミュニケーション、情報収集、移動の3つの面で困難さがあり、通訳・介助者のサポートを必要とする方が多いです。
まずは、その人に合ったコミュニケーション方法を確認しましょう。

主なコミュニケーション手段

見え方・聞こえ方の障がいの程度により異なります。

手書き文字 触手話 指点字 指文字(日本語式・ローマ字式)
弱視手話 点字筆記 文字筆記 拡大文字
音声(耳元や補聴器に向かって話す)



言語障がい(音声機能障がい・言語機能障がい)

無喉頭、がんなどによる喉頭摘出、発声筋麻痺などにより、発声や発音、話し方などの音声機能に障がいのある人、失語症などにより、「話すこと」「聞いて理解すること」「読むこと」「書くこと」といった言語機能に障がいのある人がいます。外見からだけでは障がいがあることが分かりにくいため、周囲から誤解されることも多くあります。

配慮

音声機能に障がいのある人との会話は、静かな場所に対応し、落ち着いて話せるようゆっくりと話しかけます。
言語機能に障がいのある人との会話は、ゆっくりと分かりやすい言葉で話すことを心がけましょう。
また、「はい／いいえ」で答えられる質問をするなど選択肢を示すことや、話し言葉だけに頼らず、身振りや文字、絵、カレンダーや地図などを使用することで、コミュニケーションがとりやすくなります。

主なコミュニケーション手段

静かな環境を作ってゆっくり話してもらい、急かさないようにしましょう。

音声機能障がい 代用音声 筆談 50音表 絵図 コミュニケーションボード
言語機能障がい 実物 絵図 写真 身振り



肢体不自由

事故や病気により上肢や体幹に欠損や麻痺等があると、細かいものをつかみ握ること、字を書くこと、書類や冊子のページをめくこと、小さなボタン、スイッチ、タッチパネル、キーボードやマウスを操作することなどに支障が生じる場合があります。また、発声に関する器官の麻痺や、不随意運動などにより、音声でコミュニケーションをとることが困難な場合もあります。

配慮

移動、読み書き、会話などに時間を要することがあるため、時間に余裕を持ち、見守ってください。また、求めがあれば、代読、代筆するなどの対応をしましょう。車いすを使用している方と話をするときは、少しかがんで目線の高さを合わせるようにしましょう。



主なコミュニケーション手段

障がいの程度により大きく異なります。

下肢の欠損や麻痺等の場合は障がいのない人と変わりありません。

音訳 代読 代筆 文字盤 視線 重度障がい者用意思伝達装置

難病(ALS等)

難病とは、原因も治療法も医学的に確立していない病気です。例えば、難病の一つである筋萎縮性側索硬化症(ALS)は、身体を動かすための神経系が変性する病気です。舌、のどの筋肉が動かなくなり、手足も麻痺することで意思の表明が困難になる一方、視覚や聴覚、記憶、物事を理解・判断する能力は維持されます。

配慮

障がいの状況によりコミュニケーション方法を変えていくことが必要です。どのような方法がよいか事前に確認しましょう。例えば、会話ができなくなり筆談も難しくなったときには、文字盤やコミュニケーションボードを指し示してもらい、コミュニケーションを図る方法もあります。

主なコミュニケーション手段

病気の進行により大きく異なります。

筆談 文字盤 視線 コミュニケーションボード 重度障がい者用意思伝達装置

重症心身障がい

重度の身体障がいと重度の知的障がい重複している障がいです。

意思疎通を図ることが非常に難しいですが、本人に合った方法をとることが重要です。

配慮

介護者ではなく、本人に話しかけましょう。言葉によるコミュニケーションが難しく、話しかけて反応がないように見えても、本人は話す側の言葉の雰囲気や表情などを感じ取っています。また、表情や仕草、身体の動きなどによって気持ちや意思を表しています。

主なコミュニケーション手段

口や目の動き 身振り 表情

▼音声コード



知的障がい

18歳頃までの発達期に知的能力が年齢相当に達しておらず、日常生活への適応に困難が生じます。複雑な会話や抽象的なことを理解すること、自分の気持ちを言葉で表現すること、順序だてて考えることが苦手などの特徴があります。

配慮

話をするときは、ゆっくり分かりやすい言葉を使うようにしてください。言葉だけで理解が難しいときは写真や絵を提示したり、コミュニケーションボードを使用しましょう。大切な用件はメモで渡すなどの工夫をしましょう。

主なコミュニケーション手段

平易な表現 実物 絵図 写真 身振り
コミュニケーションボード 要約筆記



発達障がい

脳の機能障がいのため生活上の困難さがありますが、優れた能力が発揮される場合もあり、発達のアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。相手の表情や態度だけでは感情が読み取れなかったり、感情のコントロールが上手くできず、他者とのコミュニケーションが苦手な人がいます。音や気温、感触などの感覚が敏感な人もいたり、持っている特性は一人一人違います。

配慮

何かを説明するときは、絵や図を使い具体的に示したり、どんな方法が分かりやすいか本人に聞いてください。感覚が敏感な人の症状はそれぞれのため、大声を出さない、室内の温度を調整する、落ち着くまで個室で休んでもらうなどの配慮をしましょう。

主なコミュニケーション手段

実物 絵図 写真 身振り

精神障がい

統合失調症や躁うつ病などの精神疾患により、幻覚や幻聴、不安やイライラ感、憂うつ感、不眠などの症状が見られますが、服薬や環境の改善により安定していきます。

配慮

話をするときは、その人のペースに合わせてゆっくり話を進めましょう。一度にたくさんの情報が入ると混乱が生じるため、説明するときは紙に書きながら話をするなどの工夫をしましょう。疲れやすさを感じる人が多いため、体を休めるよう声かけしてください。情報の取捨選択が苦手な場合があるため、他の刺激がなく安心して話せるスペース・環境を確保しましょう。

主なコミュニケーション手段

平易な表現 実物 絵図 写真 身振り コミュニケーションボード

▼音声コード

